別記

第52号様式（第37条関係）

（表）

第　　号

代執行費用徴収職員証

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

（写真）

年　　月　　日発行

多古町長　　印

（裏）

多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（代執行費用徴収職員証）

第37条　行政代執行法(昭和23年法律第43号)第6条第1項の規定により国税滞納処分の例によるものとされる徴収に関する事務に従事する職員(以下「代執行費用徴収職員」という。)は、生活環境課に所属する職員とする。

2　町長は、代執行費用徴収職員に代執行費用徴収職員証(別記第52号様式)を交付するものとする。

3　代執行費用徴収職員は、第1項に掲げる事務を行うときは、代執行費用徴収職員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　異動その他の理由により、代執行費用徴収職員でなくなった者は、速やかに代執行費用徴収職員証を町長に返還しなければならない。